

## 2017 年度税務証憑 CFDI 制度の改正

### 2017 年 Tax Alert 1

電子税務証憑（以下 CFDI）は、業務による収入を受け取る時や、法人・個人事業主を問わず支払時の源泉徴収税発生に際して発行する必要があります。メキシコにおいて CFDI は請求書兼領収書のことですが、税務当局（以下 SAT）のサイトに繋がる会計情報システムでのインターネットによる発行が義務づけられ、税務上の損金算入費用の要件や付加価値税（以下 IVA）の申告、給与支払等のための発行・取得が欠かせません。本稿では 2017 年度の CFDI の改正点についてお知らせします。

### CFDI 制度の改正

雇い主からの従業員への給与・賞与や個人事業主報酬等の支払いの際にも CFDI の発行義務があります。この給与明細用 CFDI の新しいフォーマット Version1.2 は、2017 年 1 月 1 日に適用開始となりました。3 月 31 日までは移行期間として旧フォーマット Version1.1 での給与明細用 CFDI の利用も認められていましたが、Version1.1 で発行された給与明細用 CFDI は 4 月 1 日までに新 Version1.2 にて再発行する義務が課されました。

2017 年 4 月 1 日までに Version1.1 で発行した給与明細用 CFDI を新 Version1.2 にて再発行していない場合、1 月 1 日時点に遡って Version1.2 適用の給与明細用 CFDI の発行を開始する義務があります。

新 Version1.2 の主な改正事項は以下の通りです。

- 給与明細表の中で、給与課税対象・対象外を明記することの義務付け
- 雇用主の定める内部方針に則って、収入欄に給与課税の対象となる「CFDI（いわゆる Factura）の無い旅費」という項目を追加。（個人が立て替えた出張旅費等の精算の際に会社宛の factura が無い費用は原則給与課税の対象となる）
- 雇用助成金<sup>1</sup>は受取の完了したもののみ記載

<sup>1</sup> 現行法令では、月額給与収入が 7,382.34 ペソ未満（累進で助成金額が異なる）の従業員については所得税を源泉徴収する必要はなく、反対に雇用助成金を受け取ることができる。会社は源泉徴収税納付の際に雇用助成金を控除して納付する。

又、去る7月1日において、商品取引やサービス提供が行われた際に発行する義務のあるCFDIの新しいVersion3.3が適用開始となりました。しかしながら、7月1日から11月30日までは従前のVersion3.2を利用していたCFDIの発行が認められています。主な改正点は次の通りです。

- 入力データの確証を得ることと誤りを避けるため、妥当性の確認に関する新しい規定を適用。具体的にはCFDIをVersion3.3で発行する際に、自動的に記載情報が正しく入力されているかが確認される。
- CFDIの受取人に対する取引内容（資産取得、費用、仕入等）の記載を追加
- 現在有効なCFDIのVersionに則った支払方法と支払回数の記載適用
- 税務上の課税ベース、控除額、適用税率の特定・記載
- CFDIの情報の正確性向上の為、上記取引内容、支払方法と回数、適用税種等を含む17項目の入力情報の追加<sup>2</sup>
- CFDIに記載されているデータのいくつかの項目（収入、損金算入費用、受取や源泉徴収税額）は連邦所得税の確定申告書フォーマットに自動転記
- マイナスの金額での税務証憑CFDIの発行禁止

2017年12月1日からはCFDIの新しいVersion3.3の適用が義務化されますが、主な特徴は以下の通りとなります。

- CFDIの請求金額が分割払いの場合、また、CFDI発行時には受取のない売掛取引の場合、全額もしくは分割受取の度にCFDIを発行しなければならない
- SATの新Version3.3導入の目的は、税務手続の簡素化であり、SAT内での管理の改善及びCFDI制度を通して発覚した問題の解決にある
- 分割払時と発生時にCFDIを発行することにより収入が2重計上されることの可能性を防止<sup>3</sup>
- 未払CFDIの支払時に損金算入可能かどうかを随時判別可能

なお、7月1日からは税務証憑CFDIの発行後のキャンセルに関する規定も適用開始となりますが、2017年税務運用細則第2修正とその付則1-A、16及び20において、2018年1月1日からの実施に延期されました。

---

<sup>2</sup> 製品・サービス名とその対応番号・単位、一括・分割払い（回数）、支払方法、通貨、通関書類番号、国、通関許可、業種、関税率、証憑の種類（支払、受取、出荷、給与明細、等）、証憑のコンセプト（デビットノート、割引、返品、再発行、前払、等）、取引に関連する税種（ISR、IVA、IEPS）と適用税率、等

<sup>3</sup> 分割払いの際は、まず合計金額でCFDIを発行しその後分割で受取毎に更にCFDIを発行する義務がある為



具体的には、税務証憑 CFDI の発行者は、受取人に対して SAT の税務メールボックス<sup>4</sup>を通して特定の税務証憑 CFDI をキャンセルをする旨を報せることとなります。受取人は 72 時間以内にこれを受け入れるか拒否するか of 回答を同メールボックスで行い、72 時間を過ぎて回答がない場合は、受け入れたとみなされます。

ただし、以下のケースにおいてのキャンセルは、上述のような受取人とのキャンセル受け入れ確認は必要ありません。

- ✓ \$5,000 ペソ以内の請求額の CFDI
- ✓ 給与明細 CFDI、支出・輸送・個人事業主に対する証憑
- ✓ SAT が管理提供する小規模個人事業者用の会計ソフト “Mis cuentas” を利用しての証憑発行
- ✓ 源泉徴収や支払情報記載のための証憑発行
- ✓ 小売業等で不特定多数の顧客への証憑発行
- ✓ 海外法人への証憑発行
- ✓ 発行から 72 時間以内のキャンセル

一方、国際貿易の分野においては、2018 年 1 月 1 日からは確定輸出に関する CFDI (いわゆる factura) の発行が義務化されますが、それに伴い確定輸出 CFDI 発行システム Version1.1 も適用開始となります。この CFDI は輸出入申告書である Pedimento とは別途作成が必要となります。CFDI の主な特徴は以下の通りです。

- 確定輸出取引であることを明記 (関連拠点への単なる移送、展示用、交換用、贈呈用等で対価を得ない輸出については確定輸出に関する CFDI 発行は不要)
- 製品毎に適用となる関税率を明記

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

日系企業グループ  
(メキシコシティ)

比留川 茜

E: [Akane.Hirukawa@mx.gt.com](mailto:Akane.Hirukawa@mx.gt.com)

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(レオン)

稲垣 達也

E: [Inagaki.Tatsuya@mx.gt.com](mailto:Inagaki.Tatsuya@mx.gt.com)

T: +52 (472) 500 0100 ext.527



<sup>4</sup> SAT からの通知やメッセージ、手続き状況の報告等を受け取る為の専用の電子メールボックス